

## 令和5年度（2023年度）第6回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）9月7日（木）  
午前9時30分から正午まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
- 議案第2号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和6年度（2024年度）使用教科書の採択について
- 議案第3号 教職員の懲戒処分について
- 議案第4号 教職員の懲戒処分について

#### （2）報告

- 報告（1） 県内各採択地区における令和6年度（2024年度）使用小学校教科書の採択状況について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号及び議案第4号は、人事案件のため非公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号及び議案第2号、報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第3号及び議案第4号を審議した。

#### （4）議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

#### 教育政策課長

議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。9月定例県議会に提出予定の教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。該当の議案は、2ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号が9月補正予算の議案です。3ページから9ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、10ページから11ページまでに整理しています。10ページは9月補正予算の総括表です。今回の補正は、最下段「教育委

員会の合計」欄の左から2番目の3億7207万円余の増額補正であり、その内訳を11ページに記載しています。

主なものを御説明しますと、1は「教育センターにおけるタブレット等のデジタル機器の購入に要する経費」、3は「特別支援学校における医療的ケア児等の新型コロナ抗原検査キットの購入に要する経費」、5は「高森高校マンガ学科のペンタブレット等の購入に要する経費」、7は「県立図書館における電子図書の購入に要する経費」、8は「県営体育施設における、トイレや手洗い場等の自動水洗化等の施設整備に要する経費」となっています。

下段は、債務負担行為です。情報処理関連業務は、令和6年度（2024年度）における県立学校へのICT支援員配置の業務委託を行うため、県有施設等管理業務は、県立ゆうあい中学校校舎が完成する予定の令和6年（2024年）1月から5年間の警備業務委託を行うために、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

次に、12ページの第9号「財産の取得について」は、夜間中学「県立ゆうあい中学校」の校舎として建物を取得するものです。13ページの条例等議案の概要をお願いします。「2 ゆうあい中学校校舎を通常の工事発注ではなく、買取方式とした理由」にありますとおり、令和6年（2024年）4月の開校に間に合うよう、民間事業者のノウハウ活用による工期の効率化・短縮を目的とし、買取方式を採用しています。

最後に、14ページの第34号議案は、熊本県育英資金貸付金の支払請求の訴えの提起に係るものです。

15ページの条例等議案関係（概要）をお願いします。「2 専決処分の理由」のとおり、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により、訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 三淵委員

医療的ケア児支援事業の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要する経費について、抗原検査キットはかなり補正額としては高いと思ったのですが、いくらからいのものをいくつ購入するのですか。

## 特別支援教育課長

抗原検査キット1つの単価は1,200円で、それを対象となる教員数1,300人に対して週1回、6か月間実施するために31,200個といった計算をしています。

## 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

## 教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 県立高等学校及び特別支援学校高等部における令和6年度（2024年度）使用教科書の採択について

## 高校教育課審議員

高校教育課です。まず、県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用している教科用図書について説明します。

資料2 ページの1を御覧ください。高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科書は、①の文部科学省検定済教科書、②の文部科学省著作教科書、③の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）があります。そして、①と②の教科書が教科書目録という一覧表に掲載されています。また、学校教育法附則第9条の規定により、①と②の教科書がない教科・科目や特別支援学校において①と②の教科書が生徒の実態に合わない場合は、一般に市販されている図書を教科書として使用することが可能となっています。

次に、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れについて、説明します。資料2 ページの2を御覧ください。

各学校は、校内教科書選定委員会を設置し、学校の教育目標や生徒の実態等を踏まえて採択希望教科書を選定し、校長は校内教科書選定委員会の審議を踏まえて、選定理由書等の資料を県教育委員会に報告します。

各学校の校長の報告を受けて、教育委員会事務局では、提出された資料を確認し、必要に応じて各学校へ指導・助言を行いました。そして、令和5年（2023年）8月24日に開催しました庁内の教科書採択委員会において、各学校の採択希望教科用図書について審議しました。その教科書採択委員会の結果を、本日の教育委員会で審議していただくこととなります。

なお、教科書の選定は、文部科学省からの教科書の採択に関する通知及び教科書目録、県教育委員会からの教科書採択の基本方針及び選定基準等に基づき、行うこととなります。基本方針は資料3 ページ、選定基準等は資料4 ページ及び5 ページに記載しています。以上が、県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書採択までの流れとなります。

次に、資料6 ページと7 ページを御覧ください。採択希望教科用図書種目別点数一覧の（案）です。昨年度から、高等学校では、年次進行で新しい学習指導要領が実施されています。「教科書目録」には、「第1部」に新学習指導要領に基づいて編修された教科書、「第2部」にこれまでの学習指導要領に基づいて編修された教科書が掲載されており、入学した年度の学習指導要領にあわせて教科書を選ぶこととなります。新学習指導要領3年目となる来年度は、3年生までが「第1部」から、定時制、通信制の4年生などが「第2部」から採択するということとなります。

目録にある教科書の種類としては、6 ページ「第1部」の教科書が690点、7 ページ「第2部」の教科書が449点、合わせて1,139点ありますが、そのうち、本県の県立学校で選定された教科書は626点（55.0%）と、幅広い教科書が選定されています。

ここからは、県立高等学校における採択希望教科用図書について御説明します。資料8 ページ「採択希望教科用図書一覧（学校別）の（案）」は、学校から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものです。

例として、阿蘇中央高校について説明します。資料の9 ページを御覧ください。阿蘇中央高校には、普通科・総合ビジネス科・農業食品科・グリーン環境科・社会福祉科と5つの学科が設置されており、文部科学省検定済と著作教科書が10 ページにかけて全部で96冊選定されています。

9 ページの表の中ほどには、必履修科目である数学Ⅰの教科書が2冊、選定さ

れています。実際の教科書はお手元にあるとおりです。上の「新編 数学Ⅰ」は普通科の教科書として選定されています。小さい方の教科書で、例・例題だけでなく、応用例題も設けられています。お手元の教科書の20ページを御覧ください。20ページから22ページまでにかけて、因数分解の例題に加えて、応用例題が4題掲載されています。

一方、「新 高校の数学Ⅰ」は、普通科以外の4つの学科の教科書として選定されています。大きい方の教科書の8ページを御覧ください。イラストが多く、各節の初めに、義務教育の学習内容の学び直しを行うことで定着を図り、高校の内容への移行することができます。8ページから11ページまでにかけての部分が学び直しになります。

このように、同じ高校の同じ「数学Ⅰ」でも、学科における生徒の実態に応じた教科書を選定しています。

ここで、先ほど御説明しました「学校教育法附則第9条による教科用図書」について御紹介します。

資料の11ページの熊本農業高校を御覧ください。11ページの1番下から12ページにかけて、熊本農業高校における「学校教育法附則第9条による教科用図書」を掲載しています。例えば、11ページの科目「測量」では、「農業測量」という一般図書を教科用図書として選定しています。この図書の表紙・目次・奥付のコピーはお手元にあるとおりです。

県立高校の中で33校が「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」を選定しており、その一覧は資料の13ページにまとめています。

阿蘇中央高校、熊本農業高校を例に御説明しましたが、最初に申し上げたとおり、各学校において適切に選定された教科書であるかどうか、教育委員会事務局では、提出された約3,200枚の選定理由書等をもとに、各高校の教育課程表と照合し、教科書の選定漏れがないか、不要な教科書が選定されていないか等を各教科の担当指導主事が確認し、指導・助言を行いました。

その後、令和5年(2023年)8月24日に開催した「教科書採択委員会」において、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であることを確認したところです。

### 特別支援教育課長

特別支援教育課です。続いて、県立特別支援学校高等部における採択案について御説明します。資料記載の14ページからです。

15ページを御覧ください。①検定済教科書について説明します。検定済教科書は、表の「ア」「イ」のように盲学校・熊本聾学校・松橋支援学校・黒石原支援学校の4校で選定しています。「ア」の表ですが、盲学校は、点字版がある全国盲学校長会及び全国盲学校普通教育連絡協議会が選定した教科書を選定しています。次に「イ」の表ですが、他の3校は、自校の教育課程に応じてそれぞれの学校で教科書を選定しています。

18ページを御覧ください。盲学校が選定した検定済科書の一覧です。備考欄に「原本」との記載がありますが、これは点字版の原本となっているということを示しています。点字版は、この後説明します一般図書として選定しています。

15ページにお戻りください。②著作教科書の欄ですが、熊本聾学校以外の17校は、全て知的障害者用の著作教科書のみを選定しています。

2ページを御覧ください。熊本聾学校が選定した著作教科書の一覧です。右端の通し番号1番から7番までが、聴覚障害者用の著作教科書で、8番から27番

までの19点が、知的障害者用の著作教科書になり、合わせて23点の選定となっています。8月の教育委員会でも御覧いただいた「せいかつ」の星本を、今年新たに追加して選定しています。

16ページにお戻りください。最後に、③一般図書について御説明します。一般図書は全ての学校19校で選定されています。右端の採択点数は、学校ごとに異なりますが、全体では、926種類の図書が選定されています。

22ページを御覧ください。盲学校で選定された一般図書です。通し番号1番から24番までが、検定済教科書の点字版と拡大版、25番から次のページの105番までが、絵本等の市販の図書、その次24ページの106番からが本科保健理療科、121番からが専攻科理療科、141番から次ページの159番までが専攻科保健理療科で使用する点字版・拡大版の教科書となります。

次に、26ページの熊本聾学校です。通し番号1番から次のページ66番の絵本等の市販の図書に加え、理容科で使用します67番から77番までの図書を選定しています。

本日は、理容科の生徒が使用する教科書について御紹介します。理容科では、今年度は専攻科を含めて4人の生徒が学んでいます。

28ページを御覧ください。理容科で使用している教科書です。まず、文化論の教科書です。目次を御確認いただくと、本書の内容は、日本の理容業・美容業の歴史に始まり、日本と西洋のファッション史について学ぶ内容になっています。いわゆる歴史の教科書で扱うような内容になっており、容姿を整える意義について、順を追って文化史等を学んでいく内容になっています。この教科については、高等学校の公民の免許を持った教員が授業を担当しています。

次に、31ページを御覧ください。「化粧品科学」の教科書です。本書の内容は、理容を行うに当たり使用する化粧品について学び、その安全性や有効性について学ぶため、人体の仕組みや化合物が引き起こす反応など、幅広い分野の理学的な内容について学びます。この教科については、高等学校の理科の免許を持った教員が授業を担当しています。文化論や化粧品科学などの必修科目を1400時間、課題研究やエステティック技術などの選択科目を600時間、卒業までの3年間で学び、国家試験を受けて理容師としての就労を目指します。

このように、理容科では、卒業後の自立した生活を目指す聴覚障がいがある生徒が、将来の暮らしについてイメージをつかみ、社会的な自立につながるような指導を行っています。

以下の学校では、主に絵本等の市販の図書を一般図書として選定しています。各学校の教育目標と、対象としている障がい種や児童生徒の実態に照らして、当該教科を指導するために、最適な図書を選定しています。

採択案についての説明は以上ですが、これらの教科用図書についても高等学校と同様に、令和5年（2023年）8月24日の教科書採択委員会において協議いただき、適当であるとの確認をいただいたところです。

以上、御審議をよろしく申し上げます

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 教育長

最初の阿蘇中央高校の数学の事例で、阿蘇中央高校の資料の前に、済々黷高校の資料があります。数学Iの教科書と同じ教科書を使っているということですか。

## 高校教育課審議員

採択する数学Ⅰの教科書は、同じ会社でも何種類も作られています。教科書には番号があり、済々黌の数学Ⅰは713で、「高等学校 数学Ⅰ」という教科書です。阿蘇中央高校の教科書は714で、「新編 数学Ⅰ」という教科書です。かなり細かく教科書が準備されており、各学校がそれを選定しています。

## 教育長

同じ会社でも、713と714とで違うのですね。

## 西山委員

教科書の選定は、毎年行われるのですか。また、どれぐらいの教科書が変わるのか、その割合を教えてください。

## 高校教育課審議員

高校では、毎年選定しています。変わる割合は、数値的な割合は出しにくいのですが、変更はあります。例えば、数学は、数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲと進んでいきます。その途中で変わると継続性がなくなりますので、このような科目については、3年間ある程度同じ方向で教科書を選定します。このような場合以外は、会社を変えたり、同じ会社でも教科書を変えたりする場合はあります。

## 西山委員

大変な作業ですね。

## 特別支援教育課長

特別支援学校は、一般図書946種類を採択していますが、特別支援学校の場合は、大体平均18%の変更がっています。約2割の変更です。

## 西山委員

現場の先生方が使われながら、「これ変えて欲しい」「こっちにしたい」という意見のもとに変わっていくということですね。

## 特別支援教育課長

実際に使い、子どもたちの様子に合わせて、より良くなるよう考えています。

## 三淵委員

特別支援学校では、一般図書の採択点数にかなり学校で差があるようです。1番多いのが松橋西支援学校で186冊、1番少ないのが小国支援学校で15冊となっていますが、その違いは何ですか。学校の希望で変えられるということですか。

## 特別支援教育課長

担任の意向をより細かく示して希望すると、採択数が多くなり、ある程度学校として絞り込むと、少なくなるということです。

## 田口委員

本件について異論はありませんが、前回議論した県立ゆうあい中学校の教科書についてです。中学校で一般的に使われている教科書の中からしか選定できないというのは、実態に合っていないように思います。県立学校や特別支援学校は、これほど豊富に教科書があって、その中から無料の教科書を提供できるといった環境にあるのに対して、夜間中学校の方は、非常に制度的に遅れているような気がします。

熊本県だけで変わるものではないとは思いますが、是非国に働き掛けていただき、その方々に応じた無料の教科書を持てるという方向で動いていただければと思います。よろしくをお願いします。

## 義務教育課長

御意見ありがとうございました。今、田口委員がおっしゃったとおり、子どもたちの実態に応じて、教科書を選定することが非常に大事だと認識しています。ゆうあい中学校の場合、まだ生徒が確定していないということもあり、中学校の教科書の採択という形で御提案したところです。実際に生徒の状況等を見ながら、それぞれに合った教材をしっかりと見極め、進めていきたいと思っております。

## 田口委員

是非よろしく申し上げます。

質問ですが、私たちが選定した教科書は、無償で生徒に提供できますが、例えば、特別支援学校で教科書として使われているものが生徒にぴったりであった場合、制度上、その教科書を無償で提供することが可能かどうか教えてください。

特別支援学校で使われている教科書はたくさんありましたので、その教科書がある生徒にぴったりだったとすると、購入して貸し出すことはできるが、無償で提供する制度にはなっていないのではないかと思います。それが可能になると、持って帰って書き込みができ、卒業しても持っておくことができます。そのようにしていただければと思います、それが可能かどうかお尋ねします。

## 特別支援教育課長

高等部でも、基本的にその生徒に合った教科書は、その生徒のものになります。教科書代は無償ではありませんが、就学奨励費の対象になっていきますので、実際には家庭の負担なく、その生徒が卒業したら家庭に持って帰るということになります。

## 田口委員

そのようなことではなく、ゆうあい中学校において、入学された方が特別支援学校で使われている良い教科書を、自分の持ち物として使えるかどうかということです。

## 義務教育課長

通常の小中学校では、特別支援学級がありますので、そこで使用する一般図書等については、持ち帰って使用することができます。ゆうあい中学校でも可能であるかは、文部科学省等にも確認して、準備を進めていきます。

## 田口委員

国の制度でしか進められないと思いますが、夜間中学校についての制度設計がすごく遅れているような気がします。無償で提供できる教科書の範囲が、そもそも実態に合っていないと思います。是非、現場の声として、文部科学省に届けていただければと思います。

## 市町村教育局長

基本的に、ゆうあい中学校の場合は、義務教育です。義務教育の小中学校の教科書は無償です。当然、国が義務教育制度として制度を持っているため、一般図書等の特別支援学校や特別支援学級の小中学校の教科書は無償です。

教科書は3種類あります。著作教科書という文部科学省が作っているもの、検定教科書という文部科学省が検定して了承しているもの、普通の本である一般図書です。いずれも小中学校の教育制度では無償で、税金を使って子どもたちに教科書を配布しています。田口委員がおっしゃったように、一般図書に関しては、特別支援学級をゆうあい中学校に設置するのであれば、それはおそらく無償という範疇になります。先ほどの県立高校と特別支援学校から説明した教科書については、全て有償で、子どもたちがお金を払って採択される教科書になりますので、

義務教育の教科書採択と高校の教科書採択は、制度が少し違うという補足をさせていただきます。

ただし、田口委員がおっしゃったように県立中学校の制度がまだ確定していない部分もありますので、義務教育課長が言いましたとおり、文部科学省に問い合わせる余地はあると思っています。

#### 田口委員

今の制度がまだ夜間中学校には合っていないという思いがありました。

#### 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

### ○報告（１） 県内各採択地区における令和６年度（２０２４年度）使用小学校教科書の採択状況について

#### 義務教育課長

県内各採択地区における令和６年度（２０２４年度）使用小学校教科用図書の採択状況について、御報告します。

今年度は、来年度から小学校で使用する教科書を採択する採択替えの年です。８月３１日までに、県内１１採択地区の全てにおいて、採択事務が終了し、採択権者である市町村教育委員会での採択を経て、県教育委員会に報告がありました。

小学校の令和６年度（２０２４年度）使用教科書について一覧表にまとめたものが、本日配付している資料です。

今回採択された教科書が、前回採択された教科書と異なる場合は、前回採択された教科書発行者の略称を「備考欄」に記載しています。前回の採択と同一の場合は、空欄となっています。

今回採択された小学校の教科書は、令和６年度（２０２４年度）から令和９年度（２０２７年度）までの４年間使用することになります。

この採択結果については、今後、県教育委員会ホームページ及び県庁情報プラザにて公開する予定です。

以上で、報告を終わります。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 教育長

今回採択された教科書は、途中で変えることができますか。

#### 義務教育課長

基本的には４年間使用することになります。ただし、特例として、採択した教科書の発行が行われなくなった場合などは、変えることになります。

#### 教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

## 教育長

ありがとうございました。  
引き続き、よろしくお願いします。

### 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）10月3日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

### 7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。正午。